

てまいりたいと、そのように考えております。

○岸真紀子君 終わります。

○古賀千景君 立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。

昨年元日に発生した令和六年能登半島地震から一年以上が経過しました。また、この間、能登地域においては、九月の豪雨によっても再び大きな被害が発生しました。これらの災害で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

私は、先週末に輪島市へ行かせていただきました。うねっている道路、平地になったままの輪島朝市の跡地、被災後そのままになっておる家屋、復興に向けてはまだまだと身をもって感じました。

自然災害の激甚化、頻発化が懸念される中、平成二十八年に発生した熊本地震における対応等を踏まえ、大規模災害による被災者の迅速な生活再建のため、地方自治体間で職員の応援派遣を行う仕組みとして応急対策職員派遣制度が構築されています。能登半島地震に際しては、応急対策職員派遣制度により、石川県、新潟県、富山県の被災団体に対し六十三団体から延べ十一・六万人が派遣されました。全国から派遣された応援職員の皆様には心から敬意を表します。

この応急対策職員派遣制度は、平成三十年以降

多くの災害に対し経験を積み重ねてきたところがありますが、能登半島地震においてはどのような役割を果たしてきたと考えられますか。また、これまでの実績を踏まえ、新たな課題や改善すべき点などがあればお示しください。

○政府参考人（小池信之君） 令和六年能登半島地震につきましては、総務省では、応援した自治体と被災自治体の双方からお話を伺いまして、被災地支援の強化に向けて振り返りを行ってまいりました。そこで明らかになった主な課題としては、一つの被災市町に多数の自治体が支援に入ったことにより応援自治体間の調整が困難となったこと、被害が甚大な市町においては一つ一つの応援自治体の派遣期間が長期化したこと、応援職員の宿泊拠点の確保が困難であったことなどが挙げられます。

これらの課題を踏まえ、昨年十月に、総括支援チームの追加や交代、複数の総括支援チームにより役割分担を行えるようにすること、派遣期間が長期化した場合などに応援自治体の交代を行えるようにすること、今後の災害に備え、全ての自治体が平時から宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることなどの見直しを行ったところでございます。

総務省としては、今後も引き続き応急対策職員派遣制度の改善に努めてまいります。

○古賀千景君 私も行かせていただいて、ホテルがすごく高くて少ないんですよ。そして、民宿とかでというところもあったんですが、でも食べるお店がない。何かそのような状況をすごく見せていただきました。様々復興に向けて改善点、よろしくお願いたします。

応急対策職員派遣制度による短期の対応のほか、本格的な復旧復興事業の支援につきましては中長期の職員派遣が求められます。しかし、特に小規模の市町村については技術職員の不足が深刻化しています。そのため、被災市町村に土木、建築、林業等の技術職員を派遣する復旧・復興支援技術職員派遣制度が令和二年度に創設されました。

この制度は、あらかじめ都道府県等が中長期派遣対応技術職員を登録した上で大規模災害の被災団体への派遣を実施するものでありますが、能登半島地震においてはどのように活用されたのか、実績をお示しください。

○政府参考人（小池信之君） 公共施設等の老朽化対策に加えまして、大規模災害からの復旧復興に対応するためにも、地方自治体における技術職員の確保は重要な課題と認識しております。

このため、委員から御指摘がございましたが、総務省においては、都道府県等が技術職員を確保し、平時には技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保す

る復旧・復興支援技術職員派遣制度を令和二年度に創設し、登録された職員に係る人件費に対して地方交付税措置を講じているところでございます。能登半島地震被災自治体からの令和六年度中の中期の自治体職員の派遣要望について、関係省庁や関係団体等と連携するとともに、この復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用しつつ、技術職員二百九名の派遣を調整、決定し、順次派遣がなされているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

しかし、この制度に登録する技術職員は、令和十年度に千人程度の確保を目標にしているとのことでしたが、令和六年四月一日現在は三百九十九人にすぎないということです。公務分野、公務部門全体において人手不足が続く中、千人程度の確保に向けてどのように取り組んでいかれるおつもりか、お聞かせください。

○政府参考人（小池信之君） 今後の発生が想定される大規模災害に備えるためにも、自治体における技術職員の確保は重要な課題と認識をしております。

総務省では、御指摘がございましたように、この制度に係る中長期派遣対応の技術職員数について、令和十年度までに千名の確保に向けて取り組んでまいります、取り組んでおります。

各都道府県に対しては、令和五年度に策定した

令和十年度までの技術職員確保計画を毎年度見直すよう要請し、さらに、昨年九月に総務大臣からも各都道府県知事宛てに書簡を發出し、技術職員の確保に計画的に取り組んでいただくよう要請をしたところでございます。

各都道府県による取組の結果、昨年四月一日現在の中長期派遣に対応する技術職員数は三百九十九名でございますが、技術職員確保計画における令和十年度に各都道府県が確保を目指す中長期派遣に対応する技術職員の合計数は九百七十五名となっております。

総務省としては、各都道府県において行われている採用の体制強化、試験方法の見直し、PRの強化といった様々な取組事例を他の都道府県にも周知をするなど、各都道府県における取組を支援することにより、被災自治体の復旧復興支援のための技術職員を一人でも多く確保できるよう取り組んでまいります。

○古賀千景君 復旧復興に向けて、技術のある方、職員がいらっしゃるかどうかというのは大きく差が出てくると思いますので、是非しっかりと確保していただきたいと思っております。

学校教育についてお伺いします。
能登半島地震においては、石川県、新潟県、富山県、福井県などで約千校に被害がありました。崖崩れ、敷地内の地面の亀裂、校舎の外壁、天井

材、照明器具の落下などがあつたとされています。学校施設の耐震化は、授業中であれば児童生徒の命を直接守ることにつながってまいります。

私も、先日、輪島に行かせていただいたときに、職員の方が言われたのが、休みで良かったって。子供がもしこの学校に来ていたら、どんなことになっているかとか想像ができないし、自分もどう動いているか分からなかったという生の声も聞かせていただいたところです。実際に割れている壁面なども見せていただきました。

また、輪島中学校におきましては、テニスコートは波を打ったそのままです。また、その裏側の敷地は豪雨によって崩れていて、今は緊急的にコンクリートを流してこれ以上崩れないようにというふうにやっております。その中で子供たちは学校教育、活動しています。

学校施設は、災害発生後は避難所として被災者の当面の生活の場ともなります。輪島中もまだ避難所となっております。中に入って、避難されている方の様子を見せていただき、お話もさせていただいたところです。こうしたことを前提に、耐震化に向けてバリアフリー化や空調施設の設備も積極的に進めることが極めて重要です。

そこでまず、能登半島地震における学校被害への対応状況とともに、今回の能登半島地震において明らかになった課題、今後の対応をお示しくだ

さい。

○政府参考人（金光謙一郎君） お答え申し上げます。

委員御指摘のように、能登半島地震におきまして被害を受けた公立学校施設は、石川県、富山県、福井県、新潟県のおきまして軽微な被害も含めまして八百八十三校でございます。

被害を受けた学校施設につきましては復旧工事を順次進めているところでございまして、特に被害の大きかった石川県奥能登地域の学校では、復旧に時間を要することから、子供たちの学びの環境を確保するため仮設校舎を整備し、二学期から通常どおりの授業を行っているところでございます。

文部科学省といたしましては、これらの復旧を支援するため、今年度補正予算におきまして災害復旧に必要な費用を計上するとともに、個別の状況に応じて技術的相談に対応するなど早期の復旧のための支援を行っているところでございます。

また、委員御指摘ございました学校施設の課題でございますが、やはり、耐震化は完了していただいたものの非構造部材の落下等の被害が多く出ておりましたことから、今後、しっかりと学校施設の防災機能強化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○古賀千景君 私もその学校にも、六小学校、行

かせてもいただきました。新しくきれいなところですが、その横には河井小学校がそのままの状況で、今、これから取り壊されていくということであったし、その課題としては、子供たちの個人情報を守られないというのはすごく言われました。鍵も閉められないし、被災して、誰が入ってくるか分からない。でも、家のない方がたくさんやっぱり学校に避難されているときに、そういう子供の個人情報などのところもお考えいただいたらということを思いました。

能登半島地震の発生後においては、学校施設の被害や避難所としての利用に加え、教職員自身も被災したことなどから、被災地における学校の多くが臨時休校を余儀なくされました。学校再開に当たっては教職員等の応援が重要な役割を果たすことから、文部科学省においては、被災地外から教職員等を派遣する枠組みとして、被災地学び支援派遣等枠組み、通称D-E-S-Tを構築することのことです。

大規模災害においても、児童生徒の教育の機会を継続的に保障するためにはこのような取組を進めていくことは極めて重要だと考えます。珠洲市の教職員の方も、学校現場を経験されている方が、もちろんボランティア来てくださってうれしいんですが、経験のある方が来てくださるということがとても助かったということもおっしゃいました。

しかし、学校現場って、今全国的に教職員不足で、なかなか派遣ができるというのが難しい状況にあります。そのような中で、派遣ということに関してどのようにお考えか、教えてください。お願いします。

○大臣政務官（金城泰邦君） お答えいたします。能登半島地震では、教職員も被災をし、早期の学校再開が困難となる中、被災地外から被災した学校施設の使用可否を判断する技術職員の派遣、自治体が設置する学校支援チームの派遣のほか、応援教職員やスクールカウンセラーの派遣調整などが行われたところでございます。

これらの対応を踏まえまして、文部科学省では、今後の大規模災害に備えて、被災地外から教職員等を派遣する枠組みとしてD-E-S-Tの構築に取り組んでいるところでございます。令和六年度補正予算では、こうした取組を全国に広げていくため、学校支援チームの取組概要の発信や学校支援チームの新設に必要な経費等を計上しているところでございます。

文部科学省といたしましては、こうした取組を継続的に実施していくことが重要であると考えておりまして、引き続き、被災地における早期の学び確保に向けた体制の充実を図ってまいります。

○古賀千景君 教職員の派遣についてはまだまだ数県で、被災した県はやっぱり心を込めて来てい

るんですよね。兵庫にしてもそう、熊本、岡山、宮城、そういう県の皆さんはやっぱ心を、（発言する者あり）あつ、三重もですけど、一生懸命やろうとしてみてください。自分が体験したから、それをどうにか能登につけて返そうとしてみてください。しかし、まだまだ数県で、是非これを広げていっていただきたいなと思っておりますし、そして、教職員が不足しているところも文科省としては考えていただけたらなと思っております。

輪島市は、能登半島地震などの影響により子供の数が減少した状況を踏まえ、現在十二校ある小中学校を四校に再編するという方針を決めたとのことです。苦渋の決断であったと思います。特に小学校においては、小学校、まだ六歳の子供たちが学校までの距離が遠くなって、バスの通学、車での送迎が必要となります。輪島の六小学校でもバスで三十分掛かる子がたくさんいるんだという話も伺いました。

そして、地域にしても、地元の学校ってやっぱりコミュニティの中ですごく大事で、それがなくなっていくということは、地元の方、とても悲しまれます。そして、子供は更に減少していく、ひいては地域社会の存続の危機になっていくのではないかとということも懸念されます。

地域のことは地域で決めるのが原則かもしれませんが、

せんが、輪島市のこの状況について国としてはどのように認識をなさっていますか。また、国として輪島市に何らかの助言という形でされていますでしょうか。二点、教えてください。

○政府参考人（今井裕一君） お答え申し上げます。

輪島市の学校再編に係る計画につきましては、文科科学省といたしましても、市の公表資料等を通じまして承知をしております。

学校の規模の適正化に当たりましては、地域における児童生徒の教育条件を改善する観点を中心に据えて、学校教育をより良く実現するために検討が行われるべきものと考えております。輪島市におかれましても、こうした観点から検討を重ね、地域の様々な事情も十分に踏まえながら今回の計画の策定に至ったものと認識をしております。

また、こうした学校の再編に当たりましては、議員御指摘のとおり、子供たちの通学手段の対応、学校が地域コミュニティの核としての性格を有することが多いことなどにも配慮が必要となりますが、輪島市におかれましては、こうした点につきましては、本年二月に市が公表されました計画の中において、再編を行うに当たっての配慮事項として対応していくことを明らかにされております。

文科科学省といたしましては、そうした市の取

組をしっかりと把握をさせていただきながら、適宜助言をさせていただきつつ、まずは輪島市におきまして適切に対応していただきたいと考えているところでございます。

○古賀千景君 子供たちの数もどんどん減っているというのが今の輪島市の実情でもあります。是非一緒に、国も一緒になって輪島市と力を合わせていただきたいと思います。

大臣、通告しておりますが、よろしいでしょうか。実は今日、輪島の方も来てくださっています。石川の教員の方も傍聴で来てくださっています。大臣より、是非、被災された皆さんへの激励とか、また復興に向けての御決意とか、聞かせていただければと思います。お願いします。

○国務大臣（村上誠一郎君） 私事で恐縮ですが、私の父の母は金沢の出身でありました。今回の能登のあれは、他人事よりも身内の被災という感じで心を痛めておりました。

我々はなかなか微力ではありますが、できる限りのことをやっていきたいと、そういうふうを考えておりますので。あちらにいらっしやるんですか。一生懸命頑張ってくださいませ。どうも御苦労さまでございます。

よろしいでしょうか。

○古賀千景君 心温まるお言葉、ありがとうございます。微力ではありません、強力です。是非よ

ろしくお願いいたします。

では、ここで、文科省への質問はここまでとなります。文科省の皆様は御退席いただいて結構です。

委員長、お取り計らいお願いします。

○委員長（宮崎勝君） 文部科学政務官、御退席いただいて結構です。文部科学省の皆さんも御退席いただいて結構です。

○古賀千景君 ここからは話題を会計年度任用職員と臨時的任用職員制度に変えます。済みませんが、順番がちよっと変わりますので、申し訳ありません。

現在、正規の公務員については、六十歳に達した職員の給与等が七割水準となっております。会計年度任用職員についても、六十歳超えの者については給与を引き下げている自治体があります。

総務省のマニュアルでは、定年引上げに係る記載ではありませんが、五十五歳昇給停止について、会計年度任用職員も同等の取扱いをすべきかというQアンドA、問いの十三の十が掲載されています。そこには、会計年度任用職員の給与決定に当たっては、年齢にかかわらず、常勤職員の初任給決定方法と同様とすることと考えると書かれています。

この文書を読むと、六十歳超えの会計年度任用職員、また臨時的任用職員の給与は六十歳超えて

七割になるのはおかしいんではないかと思いますが、その認識をお願いします。

○政府参考人（小池信之君） 会計年度任用職員及び臨時的任用職員については、六十歳を超える場合においても、国家公務員の取扱いを踏まえ、給料月額を六十歳前の七割水準に設定する措置を適用する必要はないものと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

これから、会計年度任用職員制度に絞ります。令和五年四月に成立した改正地方自治法により、令和六年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になりましたが、この実施は各団体での対応となっています。これに対し、参議院総務委員会としても、附帯決議の中で、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ適切に支給するとともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないよう、地方公共団体への助言を行うことを求めてきました。しかし、総務省の令和六年度の調査においては、期末手当について支給しない部門、職種がある団体は十二団体、同じく、勤勉手当については二百二団体等、引き続き改善が必要な状況です。

会計年度任用職員の担う仕事は多岐にわたっており、そのうち保育所、保育士や看護師など専門

的な知識や経験を求められる資格が必要な職種も多くあります。日頃から正規職員と同様の仕事を

しているにもかかわらず給与水準が低いのは、指摘は従前からされており、正規職員と会計年度任用職員の間における同一労働同一賃金に向けた取組を積極的に進めていく必要があると考えます。

これらを踏まえて、総務省として、会計年度任用職員の給与水準の改善に向けてどのような対策を取られるのか、お答えください。

○政府参考人（小池信之君） 会計年度任用職員の給与につきましては、地方公務員法に定める職務給の原則及び均衡の原則等の給与決定原則にのっとり適切に決定されるよう、これまでも必要な助言を行ってまいりました。

会計年度任用職員に対する期末手当については制度創設時から支給可能としており、勤勉手当についても令和六年度から支給できるように法改正を行っております。また、給与改定について、遡及も含め常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本である旨助言するなど、適正な処遇の確保、改善に取り組んでまいりました。今後とも、処遇の適正化が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

○古賀千景君 勤勉手当が支給されていないという二百二団体に改善をさせるよう総務省として言う必要があるのではないかと、自治体に。そ

の点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人（小池信之君） 会計年度任用職員
の勤勉手当の支給状況につきましては、令和六年
度の調査において、勤勉手当を支給しない部門、
職種がある団体は、都道府県、市区町村のうち百
十四団体となっております。

勤勉手当の支給につきましては、制度の適正な
運用について昨年末に改めて通知を发出しており
ます。勤勉手当を支給しない部門、職種がある団
体に対しては、今後ともヒアリングの機会等を活
用して適切な対応を行うよう促してまいります。

○古賀千景君 期末手当、勤勉手当について、十
五時間三十分以上勤務する者に支給することが適
当とされていますが、マニュアルのパートタイム
の期末手当について、週二日に見合う勤務時間未
満では本格的に職務に従事するとは言い難いとさ
れています。

学校の現場の中では、特に高校ですが、いわゆ
る週に何時間という非常勤講師の方がいらつしや
います。この方たちは、子供たちの生徒の前では
立派な教員です。子供たちのことを考えて授業を
して、評価をして、準備をして。この時間が短い
というのは、学校現場においては今学校教員が足
りないというところで補充してくださっているの
であり、また、教科によっては週に一時間しかな
いから、申し訳ないけど一時間だけねという、こ

ちの都合で時間を制限しているにもかかわらず、
その表現の中では、本格的に職務に従事するとは
言い難い、この言葉で区切っているのかどうか、
私はとてもそれに違和感を感じています。今、非
常勤講師がいないと学校回らないんです。でも、
期末手当や勤勉手当も支給されません。

大臣、この非常勤講師の働き方は、本格的に職
務に従事していないのでしょうか。大臣、どう考
えますか。大臣も聞かせてください。

○委員長（宮崎勝君） じゃ、まず小池公務員部
長。

○政府参考人（小池信之君） 会計年度任用職員
の期末・勤勉手当につきましては、常勤職員との
権衡を考慮し、国の非常勤職員の取扱い等も踏ま
え、継続して六か月、週十五・五時間以上勤務す
る者を支給対象とすることを基本と考えておりま
す。

その上で、会計年度任用職員への期末手当、勤
勉手当の支給については、常勤職員や他の会計年
度任用職員等との権衡に十分留意の上、各自治体
の実情や任用の実態等に即し、各団体において適
切に判断していただくものと考えております。

○古賀千景君 今、自治体によっても、非正規の
方が四割とか、多い方は五割超えているというこ
とでされています。

期末・勤勉手当も、勤務の日数とか勤務時間の

長さではなく業務内容で支給を考えることが適当
だと私は考えていますが、いかがでしょうか。ま
た、時間的なこと以外は正規職員と同様の業務を
しております。同一労働同一賃金の観点からも、
期末・勤勉手当について、全員とはいかなくても、
もっと枠を広げて支給していくのが望ましいので
はないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人（小池信之君） 総務省としまして
は、国の、先ほど申し上げましたように、国の非
常勤職員の取扱い等も踏まえて、基本とする考え
方として、継続して六か月、週十五・五時間以上
というふうにしておりますけれども、それ以外の
考慮要素もあると思いますので、そういったこと
を各自自治体において、任用の実態、各自自治体の実
情等を踏まえて御判断いただきたいと考えており
ます。

○古賀千景君 大臣、いかがでしょうか。お願い
します。

○国務大臣（村上誠一郎君） 委員のように、長
年御苦労された方に心から敬意と感謝の念を申し
上げるんです。

複雑化、多様化する行政需要に対応するために
は、常勤職員に加え、非常勤職員の方々の、地方
行政に重要な担い手になっているというふうにも認
識しております。

会計年度職員の任用に当たっては、地方公務員

法に定める平等取扱いの原則や、また成績主義を踏まえ、できる限り広く募集を行うことが望ましいと考えております。また、客観的な能力の実証を経た再度の任用や選考において前の任期における勤務実績を考慮することも可能であることなどについて、自治体に対しこれまででも通知はしております。また、昨年六月の国のいわゆる公募三年ルールが廃止されたことを受けて、総務省においても自治体に対してその旨を通知しております。

会計年度任用の職員が十分力を発揮できるよう、今後とも、環境や制度の整備、また環境について一生懸命改善に取り組んでいけるように努力したいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

様々処遇を改善していただいているのも重々承知しております。でも、とても多い人数の中で精いっぱい彼らが働いていますので、是非、処遇改善の方もよろしくお願いいたします。

終わります。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日は所信質疑ということで、行政相談に関し質問をさせていただきます。

この行政相談委員制度は、地域の身近な場所で行政機関への苦情や意見、要望などを担当行政機関に伝え、行政制度の運営や改善に生かす制度で

ございました、大事な役割を担っております。

そこで、まず能登半島地震に関してお聞きをしたいと思っております。

発災から二年二か月を経過しております。被災地では、今現在も早期の復旧復興に向けて懸命の努力が続けられておられます。そうした中、総務省におかれても、地域の声を大事にするという点で特別行政相談の取組を進めていただいております。これまで、生活支援窓口を案内するガイドブックの作成や災害相談用のフリーダイヤルでの相談受付、また特別行政相談所を開設するなど、様々な形で速やかな情報提供、きめ細やかな相談対応に取り組んでおられると聞いております。地道ではありますけれども、大変評価の高い取組であると思っておりますので、今後も被災者に寄り添う対応を継続していただきたいと思っております。

そこで、この能登半島地震における特別行政相談の取組状況、具体的な成果について御報告いただきたいと思っております。

○政府参考人（菅原希君） お答えいたします。

能登半島地震の被災者を支援するため、これまで、生活支援情報をまとめたガイドブックを避難所等に約二万部配布いたしますとともに、災害専用フリーダイヤルや被災者の相談にワンストップで対応する特別行政相談所を開設し、約五千五百件の相談に対応しているところでございます。

こうした取組によりまして、どこに相談してよいか分からないといった被災者の方々に対しましてもきめ細かく対応しております。相談者からは、相談できてよかった、非常に有り難いといった声をいただいております。

引き続き、被災者に寄り添った相談活動を展開してまいります。

○山本博司君 今お話あったとおり、突然の災害に見舞われてどこに相談していいか分からないと、こういう状況に對しましてもワンストップで相談に乗ってもらえると、こうした相談窓口があるということは大変重要なことであると思っております。

受け付けられた相談内容によりましては、各県庁や、また県、市町村などの行政機関であったり、民事の課題であれば法テラスや消費生活センターなどに情報提供する場合もあるかと思っております。この行政相談委員は、的確に相談内容を把握をして、内容によっては調査が必要であったり高度な判断が求められるケースもあると思っております。そうした様々な課題に対応しまして的確に対応するために、今後の災害に備える意味でも、地方団体を始めとする関係機関との平時からの連携、これが大変大事になると思っております。

総務省では各都道府県の拠点として行政相談センターを設置しておりますけれども、こうした関連機関との連携はどのように行っているのか、確